2021 年 2 月 8 日
資源エネルギー庁
新エネルギー課

卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく料金の猶予について（お知らせ）

経済産業省は、本年１月の卸電力市場価格の急激な高騰を踏まえ、需要家の電気料金負担が激変しないよう柔軟対応を要請する等の追加的な対応を行いました（公表内容はこちら）。当該対応に基づき、希望する小売電気事業者が、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払い猶予措置を利用するための、経済産業省への申入れの具体的な手続方法等について、以下のとおりお知らせいたします。

本年1月の卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。経済産業省では、電力・ガス取引監視等委員会において、相談窓口を設置するとともに、契約内容の確認と契約の切替え方法について周知を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できることが重要です。

このため、1月 29 日に需要家に対する柔軟な対応の要請、卸供給を受ける小売事業者等に対する柔軟な対応の要請、一般送配電事業者への要請、一般社団法人日本卸電力取引所への要請及び経済産業省における窓口の設置といった対応を行いました（公表内容はこちら）。

さらに、卸電力市場価格の急激な高騰は、卸電力市場において直接電力を調達していなくても、市場価格連動の料金による再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、電力を調達している小売事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。そのような需要家についても安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、経済産業省は、別紙1に記載のとおり、一般送配電事業者への要請を行いました。

当該要請に基づき、希望する小売電気事業者が、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払猶予措置を利用するための経済産業省への申入れの具体的な手続方法は下記のとおりです。

【申入れ方法】

別紙2の申入れ書に必要事項を記載いただくとともに、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、貴社と個別の契約を締結している認定発電設備の一覧（※）をご用意いただき、以下の宛先・期限までにメールにて御提出ください。

（※）様式自由：①発電所名、②認定発電設備の認定 ID、③認定発電設備の立地するエリアの一

般送配電事業者名をご記入ください。

宛先：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課　料金猶予担当
shinene@meti.go.jp
※メールの件名は「再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく料金の猶予申入れ」でお願い致します。

期限：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第2項ただし書の規定による承認が行われた日の翌営業日まで
※当該承認の日程については、申請や審査の状況にも寄ることから、現時点で決まっているものではございませんが、2 月 12 日（金）までに不備なくご提出いただいたものについては、上記の期限内にご提出いただいたものとして手続き致します。

【お問い合わせ先】
電話：03-3501-1582（直通）（9 時 00 分～17 時 00 分）
03-3580-8485（FAX）

別紙１

一般送配電事業者への要請

再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動となっています。このため、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、再生可能エネルギー電気卸供給を利用する事業者は、今後、１月の高騰した卸電力市場価格と連動して、それまでの価格水準と比べて高額の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となります。これにより、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる事業者の場合と同様に、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 18 条第２項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられます。

こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、追加的に以下の内容を要請いたしました。

記

〇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第２項ただし書の規定による承認申請

１．講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、３．の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が２．の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の１か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、１月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大４か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には２．の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和３年４月 15 日（木）まで延長すること。

２．措置の要件

１．の措置は、以下の（１）から（３）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

（1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあっては、1．の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

（2）事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。（注3）

・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

（注3）事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年 12 月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

（3）事業継続性要件

1．の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引（注4）以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること（注5）。

（注4）ベースロード取引及び先渡取引を除く。

（注5）卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

3．措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月 15 日（月）から3月 15 日（月）までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1．の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

別紙２

再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金の支払猶予措置申入れ書

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（申入れ者）
氏名又は名称（※）

登録番号（※）

代表者役職

代表者氏名

連絡先　　TEL　：
E-mail：

（※）電気事業法に基づき登録を受けた小売電気事業者の氏名又は名称、及び登録番号を記載ください

当社は、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、支払猶予措置を受けることを希望します。

１．再生可能エネルギー電気卸供給を利用しているエリアの一般送配電事業者
（該当する社に☑）

☐ 北海道電力ネットワーク株式会社　　☐ 関西電力送配電株式会社

☐ 東北電力ネットワーク株式会社　　☐ 中国電力ネットワーク株式会社

☐ 東京電力パワーグリッド株式会社　　☐ 四国電力送配電株式会社

☐ 中部電力パワーグリッド株式会社　　☐ 九州電力送配電株式会社

☐ 北陸電力送配電株式会社　　☐ 沖縄電力株式会社

２．確認事項　（確認の上、☑）

☐支払猶予措置の対象を確認しました。
支払猶予措置の対象：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第２項ただし書の規定による承認申請が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の１か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金

☐令和３年２月 15 日（月）から３月 15 日（月）までに、審査のための必要書類を提出する必要があることを確認しました。

※別添として、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、貴社と個別の契約を締結している認定発電設備の一覧を提出ください。（様式自由とします。①発電所名、②認定発電設備の認定 ID、③認定発電設備の立地するエリアの一般送配電事業者名を記載してください。）